

第1回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

日 時：平成28年8月9日（火）15：30～

会 場：福岡市役所本庁 302 会議室

1 開会

2 教育支援部長挨拶

3 委員紹介

4 委員長・副委員長選出

5 議題

- (1) 福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について

6 閉会

資料：

- <資料1>福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱
- <資料2>福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）の取組み（成果と課題）
- <資料3>福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について
- <冊子> 福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）
- <冊子> 子どもの読書活動に関する意識調査及び読書活動団体実態調査報告書

福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進，充実及び環境整備を図ることを目的に，教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）（以下「第3次計画」という。）」を策定するにあたり，幅広い視点からの意見を聴取し，もって計画策定に資するため，福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定検討委員会は，教育長の求めにより教育委員会が策定する第3次計画の策定段階に応じ次の事項について意見を述べる。

- (1) 第3次計画案に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動に関すること。

(策定検討委員会の組織)

第3条 策定検討委員会は，別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により，委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 5 委員の任期は，第3次計画の策定が終了するまでとする。

(会議の招集)

第4条 策定検討委員会は，委員長が招集する。

- 2 委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則としてこれを公開する。ただし，委員長が，会議における審議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき，又は，会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは，この限りではない。

(設置期間)

第6条 策定検討委員会の設置期間は，この要綱の施行の日から第3次計画の策定が終了するまでとする。

(事務局)

第7条 策定検討委員会の事務局は，教育委員会教育支援部生涯学習課に置くものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に必要な事項は，委員長が定める。

附 則

この要綱は，平成28年4月22日から施行する。

福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会構成

分野	所属・役職	担当課
学識経験者	子どもの読書・健全育成を専門分野とする人	生涯学習課
社会教育関係者	福岡市社会教育委員	生涯学習課
学校図書館関係者	中学校図書館教育研究会	学校指導課
	小学校図書館研究委員会	教育センター 研修・研究課
	司書教諭	学校指導課
	学校司書	学校指導課
	特別支援学校校長	発達教育センター
家庭教育関係者	福岡市PTA協議会	生涯学習課
ボランティア活動者	ブックスタートボランティア	こども発達支援課
	学校図書館ボランティア	教育支援課
	図書館おはなしボランティア	図書サービス課
	地域文庫活動者	図書サービス課
図書館関係者	総合図書館読書相談員等(司書)	図書サービス課
コミュニティ関係者	公民館長	公民館支援課
書店組合	福岡県書店商業組合	生涯学習課
私立幼稚園・保育園	一般社団法人 福岡市私立幼稚園連盟	生涯学習課
	一般社団法人 福岡市保育協会	生涯学習課

福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）の取組み（成果と課題）

1 基本目標

つくろう ことば輝く街 ～子どもと本をつなぐ環境づくり～

(1) いつでもどこでも
自分から読書に親しめる
環境づくりの整備

○公民館等、市施設への本の配置、学校図書館や図書館の児童向け蔵書数の増加等、身近に読みたい本がある環境整備は進んだ。

●地域文庫や、図書館がより活用されるため、図書情報や図書サービスなどを周知していく。

(2) 大人も子どもも
読書に親しめる機会
の提供

○乳幼児向けの読み聞かせや、ヤングアダルトコーナーの設置、「福岡市子ども読書フォーラム」の開催など、あらゆる年齢層を対象に読書に親しめる機会を提供した。

●子ども読書活動の実態把握。
●発達段階を視野に入れた読書の機会を継続して提供していく。

(3) 子どもの読書活動を支
える人材の育成

○小学生読書リーダーの育成、図書館の読書ボランティア講座、公民館や読書ボランティアを対象にした交流会の開催など、子ども読書活動を支える人材の育成を図った。

●読書ボランティアの活動支援等を充実させ、継続した人材育成に努める。

(4) メディアとのよい関係づ
くりと「福岡市子どもと本
の日」「共読（ともどく）」
等の推進

○子どもとメディアの実態を踏まえた啓発を推進した。
○「本の日通信」の学校への配布やホームページ配信により「本の日」の周知は進んだ。

●「共読」などの啓発を通じ、本や読書の魅力を発信し、子どもと本がつながる取組を継続する。

●メディアリテラシーの啓発を推進するとともに、乳幼児から高校生のメディアに関する実態を踏まえ、発達段階に応じた子どもとメディアと読書の関係づくりが必要である。

(5) 市民全体として子ども
の読書活動を支えるしく
みづくり

○学校図書館支援センターの設置により図書館と学校図書館の連携体制が整った。

○関係機関事業への参画や、地域ボランティアとの共働による講座開催など、子どもに関わる団体が一体となった推進を図った。

●読書ボランティアを地域文庫等の読書活動へつなぐ連携のしくみが必要である。

●家庭・地域・学校・図書館等が連携し、積極的に課題を解決していくための体制を強化していく。

2 数値目標

* 読書が好きな子どもの割合 90%以上

→ **86.2%** (前回比 0.3%増)

* 1 か月に本を1冊も読まない
子どもの割合 5%減

→ **4.9%減** (22.6%)

3 推進体制

1. 「子ども読書活動推進会議」 の設置

- 計画の進捗状況の確認。
- 課題の共有。
- 読書活動の総合的な意見交換につな
がりにくい面があった。

2. 関係機関との連携

- 子ども読書活動推進会
議の構成団体の参画に
よる事業実施。

3. 地域との共働

- 保育所や学校等と
地域で活動するボ
ランティアとの共
働による読み聞か
せ等の実施。

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について

1 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定。

2 計画の沿革

平成13年12月「子ども読書活動の推進に関する法律」施行
 14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定(国)
 17年3月「福岡市子ども読書活動推進計画」(平成17～22年度)策定
 20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次)」策定(国)
 23年5月「福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)」(平成23～28年度)策定
 25年5月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」策定(国)

3 計画期間

平成29年度から平成34年度の6年間とする。

4 国の動向等（第2次計画策定時（H23年）以降～）

■国の動向

<子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）>平成25年5月策定。

- ・家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
- ・子どもの読書活動を支える環境の整備
- ・子どもの読書活動に関する意義の普及

<学校図書館法の一部改正>平成26年6月に改正。平成27年4月施行。

- ・学校司書の配置と資質向上



■福岡市の動向

<第4次福岡市子ども総合計画>平成27年3月策定。

「目標3：地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」に「子ども読書活動の推進」を位置づけ。

<新しいふくおか教育計画 後期実施計画（平成26～30年度）>平成26年1月策定。

- ・「公教育の福岡モデル」に読み聞かせや読書活動の充実
- ・重点施策「豊かな心の育成」に読書に関する施策を位置付け。

5 策定スケジュール

教育委員会事務局で素案を作成し、議会や有識者、学校、図書館関係者などから意見を伺いながら策定。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会			●策定状況報告			●素案報告			●策定報告
教育委員会会議		●策定状況報告			●素案報告		▶パブコメ実施		●付議
福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会		●開催		●開催				●開催	
福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議	●開催			●開催				●開催	

6 第2次計画における成果と課題

■基本目標 「つくろう ことば輝く街 ～子どもと本をつなぐ環境づくり～」

目標	成果	課題
(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境の整備	・地域、学校、図書館等、身近に読みたい本がある環境の整備	・図書の情報やサービスの周知
(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会の提供	・あらゆる年齢層を対象にした読書に親しめる機会の提供	・発達段階を視野にいたした読書に親しめる機会提供の継続
(3) 子ども読書活動を支える人材の育成	・読書ボランティアや小学生読書リーダー等の人材育成の推進	・読書活動ボランティアの活動支援の充実 ・人材育成の継続
(4) メディアとのよい関係づくりと「福岡市子どもと本の日」、「共読（ともどく）」等の推進	・子どもとメディアの実態把握と啓発の推進 ・「本の日」の周知	・発達段階に応じたメディアと読書の関係づくり ・本や読書の魅力の発信
(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり	・学校図書館支援センターの設置による連携体制の確立 ・子どもに関わる関係団体の一体的推進	・読書ボランティアの連携のしくみづくり ・家庭、地域、学校図書館等の連携体制の強化

■数値目標

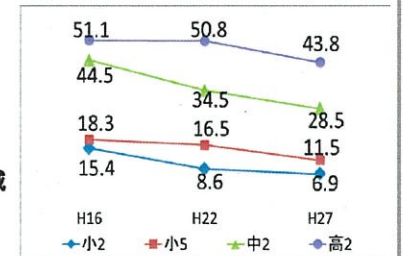
*読書が好きな子どもの割合 **90%以上**

85.9% (H22調査) ⇒ **86.2%** (H27調査)
 (前回比0.3%増)

*1か月に本を1冊も読まない子どもの割合 **5%減**

27.5% (H22調査) ⇒ **22.6%** (H27調査) (4.9%減)

※小2, 小5, 中2, 高2の平均



※1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（推移）

7 第3次計画の方向性

第2次計画の基本目標は「環境づくり」を重点に設定し、「環境づくり」という視点で施策は概ね順調に進んだ。

第3次計画では、子どもの読書活動の次へのステージとして、第2次計画で取り組んだ読書環境を生かし、読書（本）の世界の魅力と子どもたちをつなぐ

「～つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界～」

を基本目標とする。

具体的には、5つの基本目標と4つの取組分野を計画体系として、施策に取り組む。

8 第三次計画体系（案）

基本目標

～つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界～

心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進していきます。

具体的には、以下の5つを基本目標とし、4つの分野で取り組んでいきます。

■数値目標■

- * 読書が好きな子どもの割合・・・90%以上
- * 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合・・・5%増

(1)いつでもどこでも
自分から読書に
親しめる環境づくり

(2)大人も子どもも
読書に親しめる
機会づくり

(3)子どもの読書活動を
支える人材づくり

(4)発達段階に応じた
子どもと本とメディ
アのよい関係づくり

(5)市民全体として
子どもの読書活動を
支えるしくみづくり

取組みの分野と方向性

1 家庭・地域を中心とした 読書活動の推進

- ・乳幼児期から大人と一緒に本とふれあう機会づくりの推進
- ・家庭・地域、市の施設等あらゆる場と機会をとらえた子ども読書活動の推進
- ・公民館等、地域における読書ボランティアの活動支援の充実
- ・メディアとのよい関係づくりとメディアリテラシー教育の推進

2 学校における読書活動 の推進

- ・子どもの読書活動の実態把握
- ・学校図書館の環境整備の充実
- ・子ども読書活動に関わる人材の活用と連携
- ・学校図書館の活用促進

3 図書館を拠点とした 読書活動の推進

- ・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供
- ・学校図書館の継続的な支援
- ・地域の読書活動の継続的な支援

4 家庭・地域・学校等の 連携の推進

- ・「福岡市子どもと本の日」の啓発と「共読」の推進
- ・子ども読書フォーラムの内容の充実
- ・読書(本)の魅力の発信
- ・家庭・地域・学校・図書館等が連携し課題解決を図るための体制の強化
- ・メディアの現状などを踏まえ、子どもの発達段階に応じた子どもの読書活動の推進

計画の 推進体制

1.子ども読書活動を推進するために体制を強化
「子ども読書活動推進会議」において、積極的に課題解決を図るための協議を行います。

2.関連機関との連携
関係行政機関との連携に加え、事業者とも幅広く連携・協力します。

3.地域との共働
地域で活動している多くのボランティアと共働します。

